

**【新設】(相手方に対する調査その他の方法)**

**9-5-11** 法第 55 条第 3 項第 2 号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)の「相手方に対する調査その他の方法」には、例えば、次に掲げる方法が該当することに留意する。

- (1) 通則法第 74 条の 2 第 1 項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)の規定による質問検査権の行使に基づく相手方に対する調査
- (2) 通則法第 74 条の 7 の 2 第 1 項(特定事業者等への報告の求め)の規定による同項に規定する特定事業者等への報告の求め
- (3) 通則法第 74 条の 12 第 1 項(当該職員の事業者等への協力要請)の規定による同項の事業者又は官公署への協力の求め
- (4) 相手方が国税に関する法律その他の法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した納税申告書、当該納税申告書に添付された書類その他当該相手方が法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した書類の確認
- (5) 法第 55 条第 3 項の内国法人から提出又は提示のあった取引の相手方が保存する当該取引に関する帳簿書類その他の物件の写しの確認

(注) (1)に掲げる相手方に対する調査は、相手方が支配又は管理をする場所(事業所等)等に臨場して行うものに限られず、個々の実情に応じ、相手方に電話をかけ、又は文書を発送して回答を求める方法によることもできることに留意する。

なお、相手方が国外にある者である場合には、通常、当該相手方に対し通則法第 74 条の 2 第 1 項の規定による質問検査権の行使ができないため、(1)に掲げる方法以外の方法によることとなる。

**【解説】**

1 本通達においては、当該事業年度の原価の額(以下「原価の額」という。)並びに当該事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額(以下「費用の額等」という。)の基因となる取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合において、本措置による損金不算入の対象外となる、当該取引の相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、その取引が行われ、これらの額が生じたと認めるときにおける、「相手方に対する調査その他の方法」の具体例について明らかにしている。

2 令和 4 年度の税制改正において、法人が、隠蔽仮装行為がある事業年度又は無申告の事業年度において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、課税当局による反面調査等によってもその簿外経費の基因となる取引が行われたと認められない場合には、その簿外経費の額を損金の額に算入しないこととされた(法 55③)。

ただし、次の場合に該当する原価の額又は費用の額等については、本措置による損金不算入の対象外とされている。

- (1) 次の帳簿書類等により原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合(災害その他やむを得ない事情により、その取引に係るイの帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含む。)

イ その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類

ロ 上記イの帳簿書類のほか、その法人が一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

(2) 上記(1)イ又はロの帳簿書類等により、原価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他その取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記(1)の場合を除く。）であって、その相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、その取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

3 上記2のとおり、上記2(2)の場合に該当するためには、当該取引の相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合に該当する必要があるところ、この場合の「相手方に対する調査その他の方法」には、例えば、次のような方法が該当することを明らかにしている。

(1) 国税通則法第74条の2第1項の規定による質問検査権の行使に基づく相手方に対する調査

(2) 国税通則法第74条の7の2第1項の規定による特定事業者等への報告の求め

(3) 国税通則法第74条の12第1項の規定による事業者又は官公署への協力の求め

(4) 相手方が国税に関する法律その他の法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した納税申告書、当該納税申告書に添付された書類その他当該相手方が法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した書類の確認

(5) 法人から提出又は提示のあった取引の相手方が保存する当該取引に関する帳簿書類その他の物件の写しの確認

また、本通達の注書前段において、(1)に掲げる相手方に対する調査は、相手方が支配又は管理をする場所（事業所等）等に臨場して行うものに限られず、個々の実情に応じ、相手方に電話をかけ、又は文書を発送して回答を求める方法によることもできることを留意的に明らかにしている。

上記(1)から(5)までに掲げる方法は、例示であり、これらの方法のほか、税務署長等がその権限で通常行い得る情報収集の方法であれば、その方法もこれに該当することになる。

なお、本通達の注書後段で言及しているとおり、相手方が国外にある者である場合には、通常、当該相手方に対し国税通則法第74条の2第1項の規定による質問検査権の行使ができないため、上記(5)に掲げる方法などにより、税務署長が、原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合を除き、基本的には、これらの額は本措置による損金不算入の対象となる。